

# 神奈川県事業活動温暖化対策計画書制度の見直し 検討に関する取りまとめ報告書

2024（令和6）年1月30日

神奈川県環境審議会 事業活動温暖化対策部会

# 目次

1 はじめに .....	1
2 事業活動温暖化対策計画書制度の見直し .....	2
(1) 現行の計画書制度の概要.....	2
ア 制度趣旨・根拠法令.....	2
イ 対象事業者.....	2
ウ 手続の流れ及び計画書等の記載内容 .....	3
エ 計画書等の公表.....	3
オ 現地調査 .....	4
カ 政令市との関係.....	4
(2) 2010 年度以降の計画書制度を取り巻く状況 .....	5
ア 県全体の温室効果ガス排出状況 .....	5
イ 計画書制度対象事業者の温室効果ガス排出状況.....	6
ウ 事業者の動向 .....	6
エ 横浜市及び川崎市の動向.....	7
(3) 現行制度の課題と見直しの方向性.....	8
ア 計画書制度の課題 .....	8
イ 見直しの方向性.....	8
(4) 実施すべき制度見直し（評価制度の導入） .....	10
ア 現行の計画書制度の運用見直し .....	10
イ 評価制度の導入.....	11
3 事業者の脱炭素化に向けた支援策.....	13
(1) 特定大規模事業者に対する支援策（基本的な考え方） .....	13
(2) 中小規模事業者等の計画策定促進策（基本的な考え方） .....	13
ア 中小規模事業者等の現状と課題 .....	13
イ 対応の方向性 .....	14
4 今後の検討課題.....	15
(1) 計画書制度の見直し.....	15
ア 評価軸・評価項目 .....	15
イ 評価のアウトプット .....	16
ウ 評価結果の公表.....	17
(2) 事業者の脱炭素化に向けた支援策.....	17
ア 特定大規模事業者に対する支援策.....	17
イ 中小規模事業者等の計画策定促進策 .....	17
5 おわりに .....	18

資料 .....	19
(1) 当部会員名簿・設置趣旨 .....	19
(2) 当部会の開催経過 .....	19

## 1 はじめに

神奈川県（以下「県」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進等により良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的として、2009（平成21）年度に、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（平成21年神奈川県条例第57号。以下「県条例」という。）を制定した。

この県条例に基づき、一定規模以上の事業者に対して、温室効果ガスの排出削減に関する自主的な削減目標、対策等を記載した計画書等の提出を義務付け、その概要を公表する「事業活動温暖化対策計画書制度」（2010（平成22）年度施行。以下「計画書制度」という。）を運用し、事業者による自主的な取組を促進してきた。

こうした中、国は、「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、脱炭素社会の実現に向けて施策を強化しており、県においても、今年度中に「神奈川県地球温暖化対策計画」（以下「温対計画」という。）を全面的に改定し、2030年度に向けた中期目標や具体的な施策等を盛り込む予定である。

この温対計画の中間目標達成のためには、県内の温室効果ガス排出量のうち、産業部門と業務部門からの排出が約半分を占めている現状にかんがみると、特に事業活動における排出削減対策を促進する必要がある。

そこで、県では、計画書制度の見直しを行うこととし、神奈川県環境審議会（以下「環境審議会」という。）に事業活動温暖化対策部会（以下「当部会」という。）を設置し、今後の計画書制度のあり方等を検討することとした。

本報告書は、当部会において、条例による制度的な対応が必要と考えられる事項を中心に、計画書制度の見直しの骨格について、取りまとめたものである。

## 2 事業活動温暖化対策計画書制度の見直し

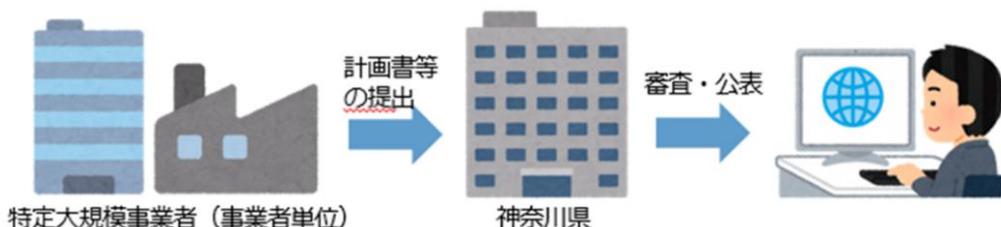
### (1) 現行の計画書制度の概要

#### ア 制度趣旨・根拠法令

計画書制度は、県条例に基づき、県内において一定規模以上の事業活動を行う事業者を対象に、温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策を記載した計画書、排出状況報告書、結果報告書等の提出を義務付け、その概要を県が公表することで、事業者の自主的な取組を促進するための制度である。

なお、県条例では、第4条、第10条から第17条等に規定されている。

<計画書制度のイメージ>



#### イ 対象事業者

対象事業者は、計画書等の提出義務のある特定大規模事業者と、それ以外の中小規模事業者等に区分される（詳細は下表のとおり）。

<対象事業者>

大分類	中分類	要件	事業者数※
特定 大規模 事業者	第1号該当 事業者	県内の工場等における前年度の原油換算エネル ギー使用量が合計で1,500kL/年以上の事業者 (第2号該当事業者に該当する者を除く。)	455者 (83.6%)
	第2号該当 事業者	県内の工場等における前年度の原油換算エネル ギー使用量が合計で1,500kL以上の中規模事業者 (フランチャイズチェーン等の連鎖化事業者)	16者 (2.9%)
	第3号該当 事業者	前年度の3月31日時点で県内に使用的本拠の位置 を有する自動車を100台以上使用する事業者	73者 (13.4%)
	合計	重複含む 重複除く	544者 513者
中小規模 事業者等		特定大規模事業者以外の事業者	1者

※2022（令和4）年度末時点

※カッコ内の数値は事業者区分（中分類）の重複を含む全事業者数（544者）に対する割合

## ウ 手続の流れ及び計画書等の記載内容

事業者の手続としては、まず、計画初年度に、原則3～5年間の範囲内で計画期間を任意選択し、計画期間最終年度までの温室効果ガス削減目標、具体的な削減対策等を自主的に設定する。

また、計画の削減対策を実行した上で、2年度目以降は、前年度の温室効果ガスの排出実績、削減対策の取組状況等を毎年度報告（排出状況報告書）する。

さらに、最終年度の翌年度には、前期計画期間を総括（結果報告書）し、新たな計画を策定する。計画書制度は、このようなP D C Aサイクルにより、事業者の自主的な取組が進んでいくことを、意図している。

### <手続の流れ>

期	年度	事業者	県
	2022	○エネルギー使用量1,500kL/年以上 or 自動車100台以上※	
1 期 目	2023 (1年目)	●計画書（1期目）作成・提出（～7月末日）	◆審査・公表（～翌年3月頃）
	2024 (2年目)	●排出状況報告書（1年目実績）作成・提出（～7月末日）	◆審査・公表（～翌年3月頃）
	2025 (3年目)	●排出状況報告書（2年目実績）作成・提出（～7月末日）	◆審査・公表（～翌年3月頃）
2 期 目	2026 (1年目)	●結果報告書（1期目総括）作成・提出（～7月末日） ●計画書（2期目）作成・提出（～7月末日）	◆審査・公表（～翌年3月頃）
	2027 (2年目)	●排出状況報告書（1年目実績）作成・提出（～7月末日）	◆審査・公表（～翌年3月頃）
	2028 (3年目)	●排出状況報告書（2年目実績）作成・提出（～7月末日）	◆審査・公表（～翌年3月頃）
3	2029	⋮	⋮

### <計画書等の記載内容>

計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 計画期間（原則3～5年間の範囲内で任意設定）</li> <li>□ 温室効果ガス削減に向けた基本方針</li> <li>□ 削減目標値（任意の数値を設定）</li> <li>□ 目標達成のための具体的な対策</li> </ul>
排出状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 前年度の温室効果ガス排出量（前年度のエネルギー使用量から算出）</li> <li>□ 温室効果ガス排出量の増減理由</li> <li>□ 前年度に実施した主な削減対策</li> </ul>
結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 計画期間中 各年度の温室効果ガス排出量</li> <li>□ 削減目標の達成状況、達成・非達成の要因分析の結果（事業活動の動向、削減対策の実施状況などから分析）</li> <li>□ 計画策定期に予定していた削減対策の実施結果</li> </ul>

## エ 計画書等の公表

県では、事業者に対して、県民など第三者の目を意識し更なる取組を進めることを促すため、提出された計画書等について、その内容を審査の上、概要を県ホームページ上で公表している。

## <公表画面のイメージ>

## 才 現地調査

県では、計画書を提出した事業者の現状把握や、対策実行の促進に向けた指導・助言を目的として、毎年度 30~60 事業所程度を対象に、下記内容等について現地調査を実施している。

- ・現場の巡視、ヒアリング等による進捗状況の確認
- ・目標達成に向けたアドバイス
- ・次期計画における対策の提案 など

## 力 政令市との関係

横浜市及び川崎市は、それぞれ市条例に基づき、県と同等の制度を運用している。そこで、事業者の事務負担軽減を図るため、県の計画書制度の対象区域は、原則、両市を除く地域（以下「県域」という。）としている。そのため、両市内のみで事業活動を行う事業者は、県への計画書等の提出は不要である。

また、相模原市は、県の計画書制度における中小規模事業者等のうち市内事業者を任意提出の対象とする、独自の制度を運用している。

## <横浜市・川崎市との関係>

事業活動を 両市内のみで実施	事業活動を両市内とそれ以外の県の区域（県域）で実施		
	県域に15kL以上の 事業所がある	県域に15kL未満の 事業所しかない	
県への書類提出不要	原則、県域の事業所等に関する削減計画を提出	県への書類提出不要（特例）	
事例1	神奈川県 合計 1,800 kL 横浜市 合計 1,800 kL 工場A 1,800 kL ↓ 横浜市へ提出	事例2 神奈川県 合計 2,800 kL 藤沢市 合計 1,000 kL 横浜市 合計 1,800 kL 工場B 1,000 kL 工場A 1,800 kL ↓ 県へ提出 ↓ 横浜市へ提出	事例3 神奈川県 合計 1,810 kL 藤沢市 合計 10 kL 横浜市 合計 1,800 kL 工場B 10 kL 工場A 1,800 kL ↓ 県への提出不要 ↓ 横浜市へ提出

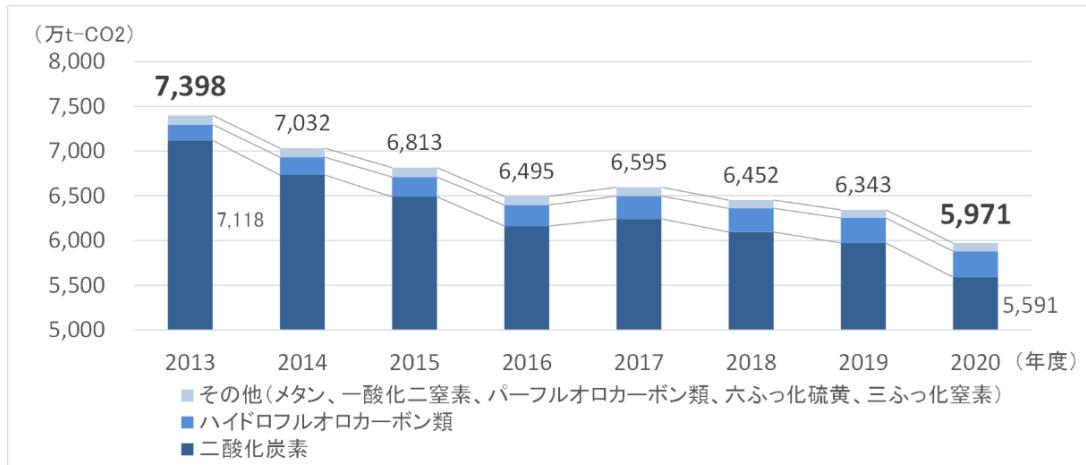
## (2) 2010 年度以降の計画書制度を取り巻く状況

### ア 県全体の温室効果ガス排出状況

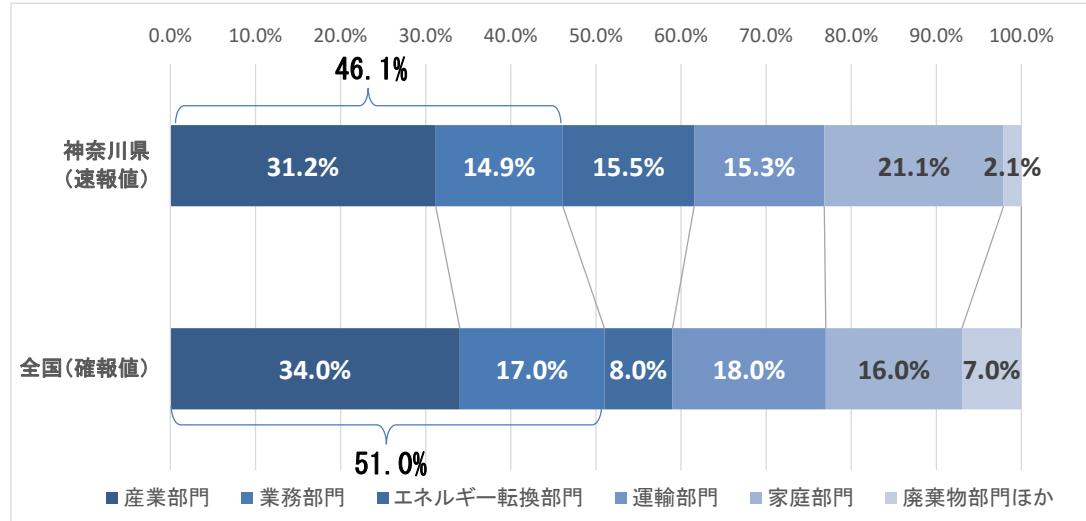
2020（令和2）年度の県全体の温室効果ガス排出量は、5,971万t-CO<sub>2</sub>であり、2013（平成22）年度の7,398万t-CO<sub>2</sub>から19.3%減少した。

部門別構成比では、産業部門※と業務部門※からの排出が約半分を占めている。

<県内の温室効果ガス排出量の推移>



<県内の温室効果ガス排出量の部門別構成比（2020年度）>



※部門別構成比における各部門の定義

- ・産業部門：製造業、建設業等における工場・事業場のエネルギー消費等に伴う排出
- ・業務部門：事業所・ビル、商業・サービス業施設等におけるエネルギー消費に伴う排出
- ・エネルギー転換部門：発電所等における自家消費分及び配電ロス等に伴う排出
- ・運輸部門：自動車、鉄道、船舶、航空機におけるエネルギー消費に伴う排出
- ・家庭部門：家庭生活における電気、ガス等のエネルギー消費に伴う排出
- ・廃棄物部門：廃棄物の焼却処分に伴う排出

## イ 計画書制度対象事業者の温室効果ガス排出状況

2021（令和3）年度の県域における特定大規模事業者の温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度比で16.9%削減した。

改定後の温対計画における2030年度までの中期目標「2013（平成25）年度比50%削減」の達成には、現状の削減ペースに加えて、「112万t-CO<sub>2</sub>の追加削減」が必要な状況である。

<特定大規模事業者の温室効果ガス排出量の推移>



※2013～2021年度の排出量は東京電力エナジーパートナー(株)の毎年の基礎排出係数により算出（一部推計値）

なお、県域における温室効果ガスの排出量のうち、計画書制度対象事業者の排出量割合では、産業部門では約7割、業務部門では約4割を占めている。

<計画書制度対象事業者の温室効果ガス排出量の割合（2019年度実績）>

単位:万t-CO<sub>2</sub>

部門	県域の排出量	うち県計画書制度 (カバー率)	
		うち県計画書制度	(カバー率)
産業	443	323	(72.9%)
業務	437	181	(41.4%)
エネ転	306	16	(5.2%)
運輸	483	18	(3.7%)
その他(家庭・廃棄物)	478	0	(0.0%)
合計	2,147	538	(25.1%)
合計 (その他除く)	1,669	538	(32.2%)

※県、横浜市及び川崎市の公表資料（排出量推計）等から推計

## ウ 事業者の動向

### (ア) 特定大規模事業者（※大企業）

国際的に、脱炭素化の取組がグローバル社会における競争原理の一つとして認識され、国内外の大企業※等を中心に取組が広がり始めている。

※中小企業（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人（製造業の場合）等）の規模を超える企業

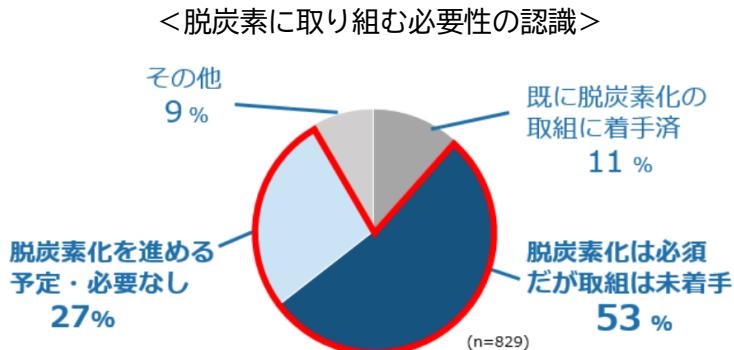
## 【取組事例】

- ・GXリーグ※への参画  
※野心的な炭素削減目標を掲げる企業群が排出量削減に向けた投資を行いつつ、目標の達成に向けた自主的な排出量の取引を行う枠組み
- ・RE100 (Renewable Energy 100%)、SBT (Science Based Targets) 等の国際的なイニシアティブへの参画
- ・TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosure) の開示枠組みに沿った対応 など

### (1) 中小規模事業者等（＝中小企業）

中小企業※は、その多くは、人財、資金、ノウハウ等の不足により脱炭素化の取組に未着手の状況である。

※資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人（製造業の場合）等



※令和4年度神奈川県中小企業・小規模企業経営課題等把握事業

このため、グローバル企業等の大企業が、サプライチェーン上の企業に対してCO<sub>2</sub>排出量の開示や削減要請に動き出した状況にかんがみると、取組に遅れた中小企業が、取引先から外されるリスクが顕在化しつつある。

## 工 横浜市及び川崎市の動向

### (ア) 横浜市

横浜市では、平成22(2010)年度から、「地球温暖化対策計画書制度」において、事業者の自主的な取組に関する計画及び実績を評価する制度を運用している。

### (イ) 川崎市

川崎市では、「事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度」を見直し、2024(令和6)年度から事業者の取組を評価する制度の導入を予定している。

### (3) 現行制度の課題と見直しの方向性

#### ア 計画書制度の課題

現行の計画書制度は、運用を開始した2010（平成22）年度以降の社会・経済状況の変化等により、次の5つの課題が生じている。

##### (ア) 課題1：削減目標の基準（望ましい水準）がない

県が、県全体の温室効果ガス排出量の削減目標の達成に必要な、計画書制度対象事業者の目指すべき削減目標の基準（望ましい水準）を示してなく、県の削減目標達成に向けた事業者への働きかけとして十分ではない。

##### (イ) 課題2：各事業者が自身の取組を評価できない

事業者にとって、自身の取組と同業他者等の取組とを比較できるよう、「見える化」されていないため、自身の立ち位置の把握が難しい。

##### (ウ) 課題3：事業者への動機付けが不十分

優良な取組・実績に対するインセンティブや、更なる努力が必要な実績に対するディスインセンティブの設定が不足しており、事業者にとって、取組を強化することへの動機付けとして十分ではない。

##### (エ) 課題4：中小規模事業者等から制度が活用されていない

中小規模事業者等は脱炭素の重要な担い手であり、計画書制度への任意参画が可能であるにもかかわらず、制度が活用されていない。

##### (オ) 課題5：事務負担が重い

国や他自治体にも類似の制度があり、事業者に負担となっていることから、DX化の推進や様式の簡素化など、運用の改善を図る必要がある。

#### イ 見直しの方向性

「ア」の課題を踏まえ、計画書制度の見直しの方向性を次のとおり整理した。

##### (ア) 事業者の脱炭素化の取組を評価して「見える化」する仕組みの導入（課題1、2関係）

県条例を改正し、事業者の脱炭素化の取組を評価して「見える化」する仕組み（以下「評価制度」という。）の導入を検討する。それにより、事業者自身の現在地把握及び自主的な取組の加速化や、金融機関等の第三者による事業者の取組把握及びESG金融の側面からの支援促進等を図る。

## (1) 評価結果と連動した支援等による取組意欲の向上（課題3関係）

計画書制度と、県、金融機関等が提供する各種支援制度等との連携等により評価結果に応じたインセンティブ・ディスインセンティブの提示を検討し、事業者の脱炭素化に向けた取組意欲の向上を図る。

## (2) 中小規模事業者等への支援の充実による制度活用促進（課題4関係）

中小規模事業者等の抱える課題等を踏まえ、計画書制度の活用を促すための方策を検討し、主体的かつ計画的な脱炭素化の取組促進を図る。

## (3) DX化・書類簡素化の推進による事務負担の軽減（課題5関係）

事業者－県双方にとって効率的なデータ管理手法の導入や、提出書類の抜本的な見直し及び簡素化を検討し、事業者－県双方における事務負担の軽減や、取組の評価に当たっての効率的な運用を図る。

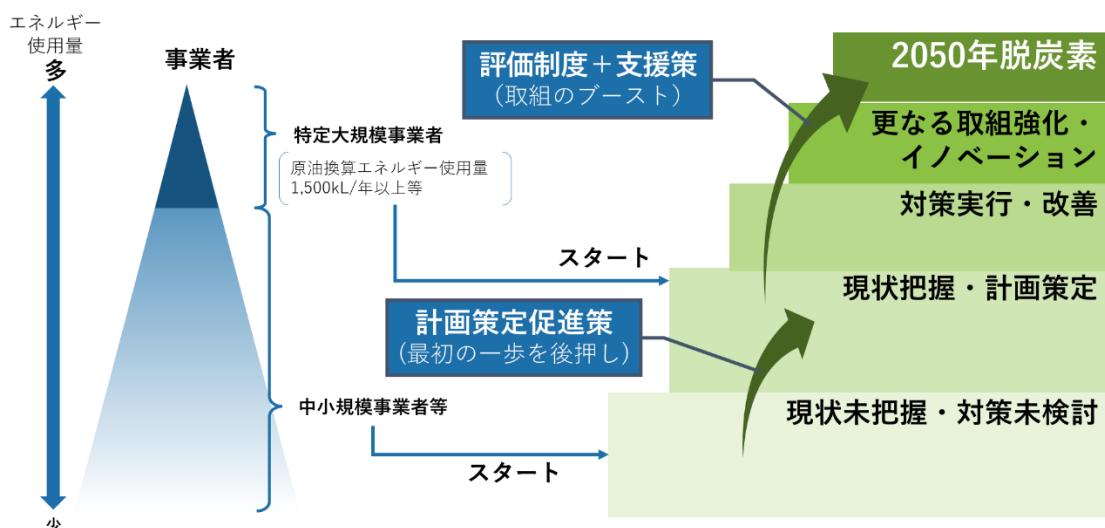
## (4) 横浜市・川崎市の制度との調和

県条例の規定を適用しない横浜市及び川崎市の制度と調和がとれるよう配慮することで、事業者への過度な負担の軽減を図る。

## (5) 排出量取引制度（キャップ＆トレード）

国主導のGXリーグにおいて、2026（令和8）年度から全国的に排出量取引制度が試行予定であることから、現時点では国の動向を注視することし、今後の検討課題とする。なお、仮に県単独で先行導入した場合、製造業等の県外流出による「産業の空洞化」や、いわゆる「炭素リーケージ」のおそれがあるとの考え方にも留意が必要である。

### <事業者の取組支援・促進のイメージ>



## (4) 実施すべき制度見直し（評価制度の導入）

### ア 現行の計画書制度の運用見直し

#### (ア) 計画期間

計画期間は、横浜市及び川崎市の制度と調和し、かつ連携した施策展開を図るため、「3～5年間の任意選択制」から「3年間固定制」に変更する。

なお、期間変更に伴う事業者の負担軽減を図るため、移行期間を設定する。2025（令和7）年度以降に提出される計画書から順次、評価制度を適用し、2028（令和10）年度に全ての計画書について評価制度を適用する。

<評価周期のイメージ>

例	評価周期	計画更新年度	評価制度開始									
			2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2030年までの評価回数	
1	毎年度	2025 年度	第0期		第1期		第2期				5回 (最多)	
2	毎年度	2028 年度		第0期		第1期					2回 (最少)	

※2028（令和10）年度に向けて2024（令和6）年度から計画期間を順次縮小

#### (イ) 提出書類

提出書類は、制度見直しに伴う事業者の事務負担を軽減するため、現行の計画書、排出状況報告書及び結果報告書（3種類）を「計画書兼実績報告書」（1種類）として、統廃合する。

また、定性的な記載項目は、必要最低限にとどめることとし、定性的な記載を求める場合にあっては、チェックリスト（選択式）を活用するなど、記載内容の簡素化と入力負担の軽減を図る。

<提出書類の簡素化イメージ>

現行様式 (提出時期)	計画書 (計画の初年度)	排出状況報告書 (2年度目～計画最終年度)	結果報告書 (計画最終年度の翌年度)
	主な記載内容		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ CO<sub>2</sub>削減に向けた基本方針</li> <li>□ CO<sub>2</sub>排出量削減目標（任意の数値を設定）</li> <li>■ 目標達成のための具体的な対策など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 前年度のCO<sub>2</sub>排出量</li> <li>■ CO<sub>2</sub>排出量の増減理由</li> <li>■ 前年度に実施した主な削減対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 計画期間中の各年度のCO<sub>2</sub>排出量</li> <li>■ 削減目標の達成状況、達成・非達成の要因等</li> <li>■ 計画していた削減対策の実施状況など</li> </ul>

※ ■：自由記載欄 or 定性的な記載箇所

## イ 評価制度の導入

### (ア) 評価対象事業者

事業者の取組の評価は、横浜市及び川崎市の制度との調和を図るため、計画書を提出した全ての特定大規模事業者を対象とする。

また、中小規模事業者等については、任意提出のハードルを下げるため、希望者のみを評価の対象とする。

なお、特定大規模事業者の該当性の判定については、省エネ法<sup>\*</sup>の改正に合わせて、化石エネルギーだけでなく、非化石エネルギーを含む全てのエネルギー使用量を基に、判定することとする。

\*エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

### (イ) 評価対象区域

評価対象区域は、横浜市及び川崎市の制度との調和を図り、現行の計画書制度の運用と同様、原則として「県域」における取組を対象とする。

### (ウ) 評価周期

事業者に具体的な取組の実行を促すため、計画に対してではなく、毎年度の実績に対して評価する。

また、現行計画書制度の計画期間継続中の事業者が、新制度による評価を希望した場合についても、配慮が必要である。

### (エ) 評価軸・評価項目（基本的な考え方）

改定後の温対計画における中長期目標（2030 年度 50% 削減、2050 年脱炭素社会の実現）の達成を図るため、中・長期的な評価軸を設定するとともに、それに応じた評価項目を設定することを、基本的な考え方とする。

#### <評価軸と評価項目の考え方>

2030年度までの中期的な目標の達成につながる評価項目案	
評価軸 1	①温室効果ガス排出量の削減 ②省エネ ③再エネ化・電化
2050年脱炭素社会の実現につながる評価項目案	
評価軸 2	④中長期目標等

また、評価項目は、それぞれに評価基準を設定し、絶対評価で評価するほか、対象事業者区別（第 1～3 号）に、評価の必須項目や任意項目を設定する。さらに、事業者の高い目標設定への意欲向上を図るため、計画時に高い目標を設定した場合には、実績評価の際に配慮する。

### <評価軸・評価項目のイメージ>

(★：必須、☆：任意、ー：対象外)

評価軸	評価項目（案）	1・2号	3号
1 ①温室効果ガス排出量の削減 ②省エネ ③再エネ化・電化	a) 排出量の削減率（短期）【調整前・調整後】	★	★
	b) 排出量の削減率（長期）【調整前・調整後】	★	★
	c) 高い削減目標の設定（計画期間）【調整前・調整後】	☆	☆
	d) エネルギー消費原単位の改善率（※燃費含む）	★	★
	e) 使用電力の再エネ割合	★	☆
	f) 購入電力のCO <sub>2</sub> 排出係数	★	☆
	g) 使用するエネルギーの電化率	☆	ー
	h) 次世代自動車（EV、FCV）の導入割合	ー	★
	i) 脱炭素化表明、中長期計画の策定・公表	★	★
2 ④中長期目標等	j) 気候変動イニシアティブ（RE100、SBT等）への参画等	☆	☆
	k) サプライチェーン全体での削減に向けた取組	☆	☆

※評価項目の詳細は、環境審議会答申後に県において検討予定

なお、中小規模事業者等については、任意提出のハードルを下げるため、希望者を対象に、必要最低限の評価項目による評価を行うことを原則とする。

#### (オ) 評価のアウトプット（基本的な考え方）

評価のアウトプットは、評価結果の分かりやすさを考慮し、項目別評価ではなく、総合評価とすることを、基本的な考え方とする。

その上で、総合評価を行うに当たり、「温室効果ガス排出量の削減」という目的と、それを達成するための「重点的な取組」という手段、の両面から総合的に評価することとし、具体的な総合評価方法を検討する必要がある。

#### (カ) 評価結果の公表（基本的な考え方）

事業者の取組の促進を図るため、原則として、全ての評価結果を県ホームページで公表することを、基本的な考え方とする。なお、公表は、取組促進の手段であって、いわゆる罰則ではない。

また、公表に際しては、事前に、有識者からの意見聴取や、事業者が意見を述べる機会を確保するほか、特に低評価結果の公表については、経過措置を設定する（例：3回連続で低評価となるまで公表しない）など、一定の配慮が必要である。

### <評価結果の公表イメージ>



### 3 事業者の脱炭素化に向けた支援策

#### (1) 特定大規模事業者に対する支援策（基本的な考え方）

特定大規模事業者の取組を持続的に推進・強化（スパイラルアップ）させるため、評価制度の評価結果と連動した取組の支援策等を提供する。

支援策等は、高評価事業者に対して県によるPR等のインセンティブを付与するほか、平均的な事業者に対して評価向上に向けた課題別支援を、また低評価事業者に対してボトムアップに向けた指導や助言をそれぞれ提供することを基本的な考え方とし、具体的な支援策等を検討する必要がある。

<評価結果と連動した支援策の提供イメージ>

基本的な考え方		具体例（イメージ）※
高評価事業者	インセンティブの付与	<ul style="list-style-type: none"><li>● 表彰（かながわ地球環境賞）</li><li>● 県HPでの周知（評価結果、インタビュー記事等）</li><li>● 事業者向けセミナー等での事例紹介</li><li>● 金融機関等と連携した金融商品の提供など</li></ul>
平均的な事業者	評価向上に向けた課題別支援の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>● 課題別セミナーの開催</li><li>● 課題別支援情報のメール配信など</li></ul>
低評価事業者	ボトムアップに向けた指導・支援の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業所への立入調査による指導・助言の徹底（事業者の現状に沿った削減対策の提案）など</li></ul>

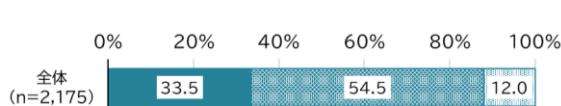
※評価項目の詳細は、環境審議会答申後に県において検討予定

#### (2) 中小規模事業者等の計画策定促進策（基本的な考え方）

##### ア 中小規模事業者等の現状と課題

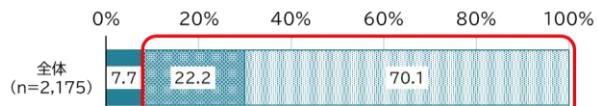
県域の中小規模事業者等については、9割近くが脱炭素の必要性を認識している一方で、6割以上が取組には未着手、かつ9割以上の企業が脱炭素化の目標を未設定との状況である。

<脱炭素に取り組む必要性の認識>



- 必要性を感じ、取り組んでいる
- 取り組む必要があると考えているが、まだ取り組んでいない
- 必要性を感じていない

<脱炭素に向けた目標設定状況>



- 設定している
- まだ設定していないが、設定に向けて検討している
- 設定していない

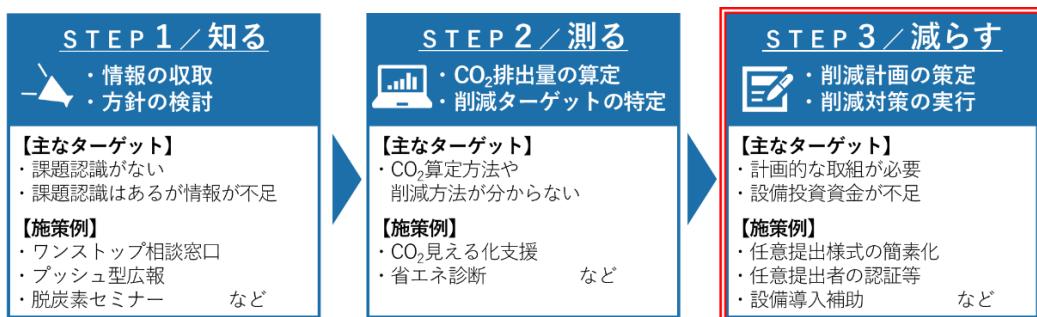
※県内中小規模事業者等向けアンケート調査（2023（令和5）年6月実施、対象：横浜市及び川崎市を除く県域に本社等が所在する中小企業 約8,700者、回答率：約24.5%）

## イ 対応の方向性

特定大規模事業者に対しては、評価制度の評価結果と連動した取組支援策を提供することを基本とする一方、中小規模事業者等に対しては、事業者が抱える脱炭素化の取組に関する課題等を把握した上で、「脱炭素化の最初の一歩」を踏み出してもらうための方策を検討する必要がある。

中小規模事業者等の現状は、規模や経営状況、脱炭素への意識などが様々であることから、計画書制度を活用した中小規模事業者等の計画的な脱炭素化の促進に向けては、一律の対応ではなく、ターゲット層をある程度限定し、支援策を提供していくことが効果的であると考えられる。

### <中小規模事業者等の現状に応じた支援策の提供イメージ>

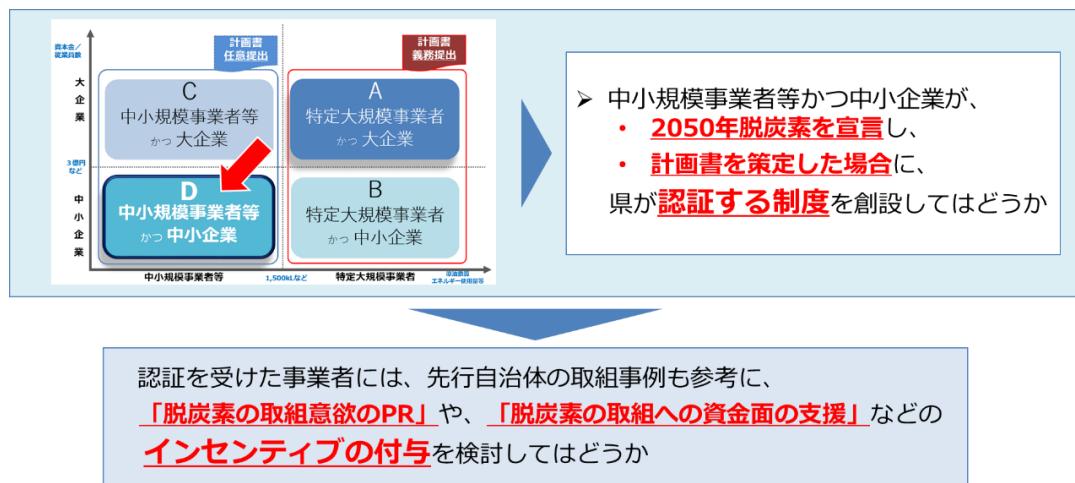


例えば、中小規模事業者等の現状を上図のように3段階に区分した場合、評価制度との連携は、「STEP 3」に該当する事業者がターゲットとなる。

こうした段階にある事業者に、現状を把握した上で削減計画を策定するという「脱炭素化の最初の一歩」を踏み出してもらうためには、評価制度への参画を促す施策の検討が必要である。

具体的には、任意提出様式の抜本的な簡素化・DX化についての検討や、中小規模事業者等が2050年脱炭素を宣言し、計画書を策定した場合に県が認証する認証制度の創設を検討する。併せて、認証を受けた事業者への資金面支援等を含むインセンティブ付与も検討する。

### <中小規模事業者等が計画書を策定した場合のインセンティブ付与イメージ>



## 4 今後の検討課題

本報告書は、当部会において、計画書制度の見直しの骨格について、取りまとめたものだが、計画書制度を実効性あるものとしていくためには、当部会での議論を踏まえ、以下の事項も含めて今後とも継続して検討していく必要がある。

### (1) 計画書制度の見直し

#### ア 評価軸・評価項目

##### (ア) 評価項目の詳細の検討

当部会において検討した結果を基に、事業者の脱炭素化の取組を適切に評価するため、評価項目の詳細について、検討する必要がある。

なお、評価項目間で相互密接に関連しており、一定の取組結果に対して重複した評価を与える事例が生じ得る。そこで、配点シミュレーションにより評価項目間の整合性を検証するなど、慎重に検討する必要がある。

また、脱炭素化の取組を中小規模事業者等に広げていくためには、サプライチェーンや業界の全体の動きにより、中小規模事業者等を巻き込んでいくことが効果的である。そのため、特定大規模事業者の評価にあたっては、サプライチェーン全体による削減の取組等を評価することで、取組を促していくことについても、検討が必要である。

##### <評価軸・評価項目のイメージ>

評価軸	評価項目（案）	1・2号	3号
1 ①温室効果ガス排出量の削減	a) 排出量の削減率（短期）【調整前・調整後】	★	★
	b) 排出量の削減率（長期）【調整前・調整後】	★	★
	c) 高い削減目標の設定（計画期間）【調整前・調整後】	☆	☆
	d) エネルギー消費原単位の改善率（※燃費含む）	★	★
③再エネ化・電化	e) 使用電力の再エネ割合	★	☆
	f) 購入電力のCO <sub>2</sub> 排出係数	★	☆
	g) 使用するエネルギーの電化率	☆	-
	h) 次世代自動車（EV、FCV）の導入割合	-	★
	i) 脱炭素化表明、中長期計画の策定・公表	★	★
	j) 気候変動イニシアティブ（RE100、SBT等）への参画等	☆	☆
2 ④中長期目標等	k) サプライチェーン全体での削減に向けた取組	☆	☆

※評価項目の詳細は、環境審議会答申後に県において検討予定

### (イ) 評価基準の設定

「(ア)」の各評価項目について、具体的な評価基準を設定する必要がある。

評価基準の設定に当たっては、客觀性・公平性等の観点から、極力、定量的な基準値の設定が望ましい。また、基準値設定の基データ（国公表データ等）が現状を踏まえた適切なものかどうかや、横浜市及び川崎市の制度との整合についても、慎重に検討する必要がある。

なお、温室効果ガス削減の取組の評価については、改定後の温対計画における目標との整合性を考慮して絶対量の「排出量」で評価する方法、事業者の事業環境を考慮して割合の「原単位」で評価する方法などが考えられるが、県内企業の温室効果ガス削減を促す観点からどのような評価のあり方が効果的か、更に検討が必要である。

また、基準年度や対象事業者区別（第1～3号）・部門別に、評価基準を区分けすべきかどうか、区分けする場合にどのように区分けすべきかの検討も必要である。

#### (ウ) 事業者区別の必須・任意項目

「2(4)イ(エ)」にて、対象事業者区別（第1～3号）に、評価の必須項目・任意項目を設定するとしたが、事業者の区分により特に重要な取組が異なると想定されるため、それぞれの区分に応じた必須項目と任意項目について、慎重に検討する必要がある。

#### (イ) 中小規模事業者等の必須・任意項目

「2(4)イ(エ)」にて、中小規模事業者等については、必要最低限の評価項目を設定するとしたが、脱炭素化に向けた取組を幅広い項目で評価する方が望ましい面もあり、バランスの考慮が必要である。また、事業者の負担軽減を図るために、より簡易的な評価方法の検討も必要である。

### イ 評価のアウトプット

#### (ア) 総合評価方法の詳細

総合評価方法では、制度目的の「温室効果ガス排出量の削減」と、目的達成に向けた手段である「省エネ」や「再エネ等」の重点的な取組との両面を総合的に評価するため、最適な条件設定や配点バランス等を引き続き検討し、速やかに方向性を示す必要がある。

また、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の進め方は、事業者ごとに異なることから、総合評価に当たっては、長期的な削減実績と短期的な削減実績の両面について、最適な条件設定等の検討が必要である。

<総合評価方法のイメージ（案1）>

評価	条件1	条件2	備考
S	「①温室効果ガス排出量の削減」の合計が15点以上	「②省エネ」、「③再エネ化・電化」、「④中長期目標等」の合計が10点以上	<b>【主なメリット】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>排出量の削減実績を重視</li><li><b>・基準未満の場合も評価可能</b></li></ul> <b>【主なデメリット】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>既に大幅な削減を達成した事業者や新規事業者が不利になる可能性</li></ul>
A		同 10点未満	
B	同 5点以上 15点未満	同 10点以上	
C		同 10点未満	
D	同 5点未満		

<総合評価方法のイメージ（案2）>

評価	条件1	条件2	備考
A	① b) 排出量削減率（長期）の調整前 or 調整後いずれかが基準達成	次のすべての項目に該当 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ ① a) 排出量削減率（短期）の調整前 or 調整後いずれかが基準達成</li> <li>□ ① c) 計画時に高い削減目標を設定</li> <li>□ 「②省エネ」又は「③再エネ化・電化」の各評価項目のいずれかで基準達成</li> <li>□ 「④中長期目標等」の各評価項目のいずれかで基準達成</li> </ul>	<b>【主なメリット】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量の削減実績を重視</li> <li>・事業者が重視する「手段」を幅広に評価可能</li> </ul>
B		上記項目のいずれかで非該当あり	<b>【主なデメリット】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・③や④は、各項目のいずれかで基準達成すればよいため項目間のレベル感に配慮が必要</li> </ul>
C	上記項目のいずれも基準非達成	上記項目のいずれかで該当あり	
D		上記項目のいずれも該当しない	

## ウ 評価結果の公表

評価結果の公表において、特に低評価の結果を公表することで、事業者が、間接的に不利益を被る可能性もあると考えられることから、公表の範囲やタイミングへの配慮等も含めて、詳細について引き続き検討する必要がある。

## (2) 事業者の脱炭素化に向けた支援策

### ア 特定大規模事業者に対する支援策

高評価事業者に対するインセンティブ付与として、対象となる事業者の要件や支援のタイミング等について、活用可能性のある金融機関からのニーズも踏まえた検討が必要である。

また、低評価事業者に対するボトムアップ支援として、現実的でより効果的な指導・助言方法についての検討が必要である。

### イ 中小規模事業者等の計画策定促進策

中小規模事業者等に対する計画書制度活用促進策として、認証制度を創設する場合は、認証要件等のほか、具体的なPRや補助等のインセンティブの詳細についても、検討が必要である。

加えて、中小規模事業者等の計画書提出に係る事務負担を軽減する手法として、入力補助シートを整備する等の対応が考えられる。

## 5 おわりに

本報告書は、当部会において、今後の計画書制度のあり方を含め、事業者の脱炭素化の取組を「評価・見える化」する仕組み等の骨格について検討し、その結果を取りまとめたものである。

取りまとめに当たっては、まず現行の計画書制度の課題を分析し、その上で、評価制度の導入や、評価結果と連動した支援等による事業者の取組促進、中小規模事業者等への支援の充実による計画書制度の活用促進等、計画書制度の見直しの方向性を定めた。また、この見直しの方向性に基づいて、評価制度の基本事項や事業者支援策の基本的な考え方についても検討し、概ね意見の一致を得た。

一方、詳細の事項については、様々な意見があつたことから、今後の検討課題として、留意すべき事項等を整理した。今後、県においては、本報告書の整理も参考に、横浜市及び川崎市の制度と乖離しないよう配慮しつつ、最終的には県が責任をもって判断し、地方自治体としての役割を果たすべきである。

また、評価制度の導入のため、条例の改正等を行う必要があるが、事業者への影響を考慮し、施行に当たり一定の周知期間を設けることが適当である。

さらに、「脱炭素」を取り巻く状況は、今後、急速に変化していくことが見込まれるため、今回の見直しで終わりということではなく、計画書制度の進捗管理を適切に行うとともに、定期的に制度の見直しを行うことが適当である。

なお、脱炭素社会の実現に向けては、計画書制度を通じて特定大規模事業者に取組を促すだけではなく、中小規模事業者等も脱炭素化の取組の流れに巻き込んでいくことや、地域全体で連携した取組を進めていくことなども必要であり、今後、こうした取組も検討していくことを期待したい。

## 資料

### (1) 当部会員名簿・設置趣旨

当部会は、計画書制度のあり方を含め、事業者の脱炭素化の取組を適切に「評価・見える化」する仕組み等について、専門的な見地から審議を行うため、2022（令和4）年12月、環境審議会に新設したもの。

当部会員の任期は、計画書制度の見直しに関する審議が終了するまでとし、環境審議会 会長からの委嘱に基づき、次のとおり選定した。

<当部会員一覧>

部会長	氏 名	職 名	環境審議会の委員区分
	青柳 みどり	国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 脱炭素対策評価研究室 シニア研究員	委員
	赤松 聰	一般財団法人省エネルギーセンター 常務理事	特別委員
○	鎌形 浩史	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 代表取締役社長	委員
	佐々木 信也	東京理科大学工学部機械工学科 教授	特別委員
	古米 孝行	一般社団法人神奈川県経営者協会 副会長	委員

(五十音順、敬称略)

### (2) 当部会の開催経過

当部会では、計4回にわたり、計画書制度の見直し等について審議を行った。

<審議経過>

区分	開催年月	主な審議内容
第1回	2023（令和5）年 7月	・計画書制度の見直しの方向性 ・見直しの方向性を踏まえた評価制度のあり方 ・見直しの方向性を踏まえたインセンティブ等のあり方
第2回	9月	・新たな評価制度及び支援策
第3回	11月	・新たな評価制度の評価方法等
第4回	2024（令和6）年 1月	・審議結果の取りまとめ